

30消安第5336号
30食産第4515号
30食産第4511号
30食産第4513号
30食産第4512号
30生畜第1445号
平成31年2月7日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長
農林水産省食料産業局食品流通課長
農林水産省食料産業局食品製造課長
農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

豚コレラに関する正しい知識の普及等について

豚コレラに関する正しい知識の普及等については、平成30年9月10日付けの通知でお願いしたところですが、2月6日、愛知県ほか4府県の農家において、豚コレラの発生が新たに確認されたところです（別添1参照）。現在、これら5府県においては、家畜伝染病予防法、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところであります。防疫措置は、豚への本病のまん延を防ぐために行われるものです。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはなく、仮に豚コレラにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。

農林水産省といたしましても、豚コレラ関係情報を隨時当省ホームページに掲載していくほか、豚肉の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の豚肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産の豚肉は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、改めて、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

（参考）食品安全委員会 豚コレラについて（別添2参照）

消費者庁 豚コレラに関する情報について（別添3参照）

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 愛知県における豚コレラの患畜の確認及び「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について

プレスリリース

愛知県における豚コレラの患畜の確認及び「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について

[Tweet](#)

印 刷

平成31年2月6日
農林水産省

本日、愛知県豊田市の養豚農場において、豚コレラの患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日、「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
当該農場は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：愛知県 豊田市
飼養状況：繁殖豚 1,140頭、肥育豚 5,500頭

2.経緯

- (1) 2月4日（月曜日）、愛知県は、愛知県豊田市の養豚場において、飼養豚が食欲不振、元気消失等の症状を呈しているとの通報を受けて、立入検査を実施しました。
- (2) 2月5日（火曜日）、愛知県が実施した検査において、豚コレラを疑う結果が得られたため、材料を農研機構動物衛生研究部門（注）に送付し、精密検査を実施したところ、本日、豚コレラの患畜であることが判明しました。
- (3) また、愛知県内の関連農場の他、発生農場から豚が移動していた長野県、岐阜県、滋賀県及び大阪府の関連農場においても、豚コレラの疑似患畜が確認されました。
- (4) これを受け、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本日8時20分から「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について対応方針を決定いたしました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3.今後の対応

新たに追加した項目

- (1) 愛知県及び岐阜県との連携の確認のため、小里農林水産副大臣を愛知県及び岐阜県に派遣。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを愛知県へ派遣。
- (3) 発生が確認された長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県及び大阪府の農場の早期の殺処分等の防疫措置の徹底
- (4) 愛知県及び岐阜県下の全農場に対し、農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を、改めて徹底すること

（参考）対応方針（平成30年9月9日農林水産省豚コレラ防疫対策本部決定）

2019/2/7

愛知県における豚コレラの患畜の確認及び「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について：農林水産省「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置を実施する。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域（発生農場から半径3km以内）の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との連携の確認のため、野中農林水産大臣政務官を岐阜県に派遣。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするために、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 岐阜県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の地方農政局、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

（参考）追加対応方針（平成30年9月18日農林水産省豚コレラ防疫対策本部決定）

- (1) 発生農場と関連のある13農場の監視及び野生動物の感染確認検査を徹底すること。
- (2) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底すること。
- (3) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査すること。

（参考）追加対応方針（平成30年12月5日農林水産省豚コレラ防疫対策本部決定）

- (1) 共通のと畜場を利用する等、発生施設と関連のある7農場の監視及び野生動物の感染確認検査を徹底すること。
- (2) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を、改めて徹底すること。
- (3) 県の精密検査の結果と、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門の精密検査の結果が異なったことを踏まえ、同部門の専門家を派遣して検査を支援すること。

4.その他

- (1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。
- (2) 当該農場は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：西尾、要田
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



<http://www.maff.go.jp/press/syousan/douei/190206.html>

イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ



検索

[食品安全委員会\(FSC\)とは](#)[会議開催予定と委員会の実績](#)[食品健康影響評価\(リスク評価\)](#)[意見・情報の交換\(リスクコミュニケーション\)](#)

ホーム > その他 > 豚コレラ

豚コレラについて

豚コレラについて

平成30年9月9日
(平成31年2月6日更新)

国内の豚コレラの発生に関する情報

平成30年9月9日、岐阜県岐阜市の養豚農場において、家畜伝染病である豚コレラの患畜が確認されたとの発表が、農林水産省から行われました。

また、平成31年2月6日、愛知県豊田市の養豚農場においても、豚コレラの患畜が確認されたとの発表が、農林水産省から行われました。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはなく、仮に豚コレラにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。

(※) ウィルスにはそれぞれ感染しやすい動物があり、豚コレラウィルスは、豚やいのししなどのイノシシ科動物に感染するウィルスです。インフルエンザウィルスのように、もともと幅広い動物種に感染しやすい性質を持っているウィルスもありますが、豚コレラウィルスは、人には感染しないウィルスです。

参考情報

農林水産省

[愛知県における豚コレラの患畜の確認及び「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について](#)

[豚コレラについて](#)

岐阜県

[豚コレラの発生について](#)

愛知県

[愛知県における豚コレラの患畜の確認（1例目）について](#)

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）

[豚コレラ](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#)

[プライバシーポリシーについて](#)

[サイトマップ](#)

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 - 2014 Food Safety Commission. All Rights Reserved.

MAP FSC Office

食品安全委員会 事務所所在地図



ホーム

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧

報道資料一覧

会議資料一覧

サイト内検索

Q 検索

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホームページ > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 消費者安全 > 消費者への注意喚起 > 豚コレラに関する情報について

豚コレラに関する情報について

平成30年9月9日

(平成31年2月6日更新)

消費者安全

平成30年9月9日、岐阜県の養豚農場で、豚コレラに感染した豚が確認されたとの発表が、農林水産省からありました。その後、岐阜県外でも、養豚農場の豚や野生いのししを検査した結果、豚コレラの陽性事例が幾つか確認されています。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。このため、仮に感染豚の肉を食べても人に影響はないと考えられます。

根拠のない噂などにより混乱することなく、以下のリンク先の正確な情報に基づいて冷静に対応して頂きますようお願いします。

(※) 豚コレラはウイルスを原因とする病気で、コレラ菌を原因とする人のコレラとは、関係ありません。また、中国で続発しているアフリカ豚コレラとは異なる家畜の病気です。

- ▶ 子どもを事故から守る！事故防止ポータル
- ▶ 消費者への注意喚起
- ▶ 公表資料
- ▶ 事故情報の一元化
- ▶ 食品安全に関する取組
- ▶ その他

関係機関リンク

農林水産省

[豚コレラについて](#)
[豚コレラの詳細](#)

食品安全委員会

[豚コレラについて](#)

国民生活センター

[豚コレラに関する情報](#)

岐阜県

[豚コレラ\(豚・いのしし\)について](#)